

京都市告示第 465 号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示し、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 3 月 30 日

京都市長 門川 大作

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「相模原市」の下に「，熊本市」を加える。

第 6 条中「9 人」を「10 人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に選任された委員の任期は、全国自治宝くじ事務協議会規約第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。

（行財政局財政部財政課）